

第26期 | 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2022年12月23日(金曜日)午前10時
午前9時30分 受付開始

場所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラスト コンファレンス「4D」
※昨年と総会会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 監査役報酬額(金銭及び譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給額)改定の件

目次

第26期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33
株主総会参考書類	39

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番28号
H E N N G E 株 式 会 社
代表取締役社長 小 椋 一 宏

第26期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様もインターネットを用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会に出席し、ライブ配信のご視聴、議決権のご行使及びご質問をしていただけます。「バーチャル出席」をしていただくために必要となるお手続き方法等の詳細は、4頁から6頁の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内」をご確認ください。また、当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使のご案内」に従って、2022年12月22日(木曜日)午後7時(当社営業時間の終了時)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年12月23日(金曜日) 午前10時
(午前9時30分受付開始)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタ コンファレンス 「4D」
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)
※昨年と総会会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

【報告事項】

- 第26期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第26期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 監査役報酬額(金銭及び譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給額)改定の件

以 上

- ◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎当日はお土産のご用意及び飲料のご提供はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

＜インターネットによる開示について＞

- ・当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/meeting/>) に掲載いたします。

＜新型コロナウイルス感染症の対策について＞

新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様の安全・安心を第一とし、本株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

- ・感染症対策として必要な措置を講じたうえで株主総会を開催いたしますが、ご健康状態によらず、当日会場へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会の議決権行使につきましては、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をいただくか、インターネットを通じてバーチャル出席のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。（議決権行使のご案内は、3頁をご確認ください。）
- ・新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・総会会場にご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願い申し上げます。
- ・総会会場入口にて、スタッフによる検温、手指のアルコール消毒を実施させていただきます。発熱があると認められる株主様には、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、会場内外において、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用にて対応させていただきますが、株主総会の議事進行上、必要に応じてマスクを外す場合がございますので、予めご了承ください。

以上につきまして、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権のご行使には下記の方法がございます。

<p>株主総会 オンラインご出席</p>  <p>総会当日、当社の指定するバーチャル株主総会専用サイトにアクセスし、画面の案内・議長の案内に従って議決権をご行使ください。</p> <p>開催日時 2022年12月23日 (金曜日) 午前10時</p> <p>バーチャル株主総会専用サイト</p>  <p>https://web.sharely.app/login/henng-26</p>	<p>株主総会 会場でのご出席</p>  <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>開催日時 2022年12月23日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 9時30分)</p> <p>場所 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタ コンファレンス「4D」 ※詳細は末尾の株主総会会場案内図をご確認ください。</p>	<p>議決権行使書用紙</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限 2022年12月22日 (木曜日) 午後7時00分到着まで</p>	<p>インターネット</p>  <p>当社の指定する議決権行使ウェブサイトに従って各議案に対する賛否をご入力の上ご送信ください。</p> <p>行使期限 2022年12月22日 (木曜日) 午後7時00分まで ※同時刻までに入力を終え、送信する必要があります。お早めのご行使をお願いします。</p> <p>議決権行使サイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/</p> 
---	---	--	--

当日オンライン上で議決権を行使される場合のご注意

- 4頁から6頁の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内」に従ってログインしてください。
- ログイン後、議長の案内に従って、「決議」ボタンより各議案に対する賛否をご入力ください。
- 書面又はインターネットによる議決権行使を事前に行った株主様が、当日、バーチャル出席された場合の取扱いは次のとおりです。
 - 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

当日の
お問い合わせ先

コインチェック株式会社
03-6416-5286
2022年12月23日(金曜日)
午前9:00から株主総会終了まで

議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

取締役選任議案
(第2号議案)
監査役選任議案
(第3号議案)
について

- 全員賛成の場合 賛に○印
- 全員反対の場合 否に○印
- 一部候補者に反対の場合 賛に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

事前にインターネットで議決権を行使される場合のご注意

- パスワード(株主様に変更されたものを含む)は、今回の株主総会のみ有効ですのでご注意ください。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

【ご注意】

郵送による議決権の行使において、各議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして、取り扱わせていただきます。

＜ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内＞

本総会は、総会当日に当社専用のウェブサイトからインターネット上で株主総会に出席し、ライブ配信のご視聴、議決権のご行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。バーチャル出席される株主様（以下「バーチャル出席株主様」といいます。）は、総会当日、実際に会場にご来場いただく株主様と同様、株主総会に「出席」したものとしてお取り扱いいたします。

バーチャル出席が難しい株主様におかれましては、書面又はインターネットにて事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、バーチャル出席は、株主様ご本人に限らせていただきます。

1. バーチャル出席に必要な環境

最新バージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であることをご確認ください。具体的には以下の環境を推奨いたします。

パソコンでご利用の場合	最新バージョンのGoogle Chrome、Firefox、Safari	
スマートフォンでご利用の場合	iOS	最新バージョンのSafari
	Android	最新バージョンのGoogle Chrome

※上記ご利用環境においても、OSとブラウザの組み合わせ又はブラウザの設定状況によっては不具合が発生する場合がございますので、予めご了承ください。

2. バーチャル株主総会 ログイン方法

お手許に議決権行使書用紙をご用意いただき、下記ログインページより必要事項をご入力の上、ログインをお願い申し上げます。

ログインページ：<https://web.sharely.app/login/henнге-26>

必要事項：議決権行使書用紙をご確認ください。

- ・株主番号
- ・郵便番号
- ・保有株式数

※必要事項をご入力いただきますと、すぐにご利用が可能です。

※株主番号等がご不明の場合は、下記URLをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>



3. ご質問方法及びその取扱い

- ・上記「2. バーチャル株主総会 ログイン方法」に従ってログイン後、画面下の「質問」ボタンよりご質問をご入力ください。
- ・ご質問は、お一人様1回のご質問につき1問まで、ご入力いただく文字数は150字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、報告事項及び決議事項に関するご質問内容を簡潔にご入力ください。
- ・株主様のご関心が高いご質問を中心に、本総会にてご回答させていただくことを予定しております。
- ・質疑応答の時間には限りがございますため、本総会にて全てのご質問に対してご回答すること

ができない場合がございます。その場合は、後日、当社ウェブサイト (<https://hennge.com/jp/ir/meeting/>) 又はバーチャル株主総会専用サイト (<https://web.sharely.app/login/hennge-26>) にご質問内容及びこれに対するご回答の全部又は一部を掲載することを予定しております。

- ・同一又は類似のご質問を多数回連続して送信したり、特定の個人に対する誹謗中傷、攻撃等の不適切な内容を含むご質問を送信するなど、議事の進行に支障があると当社が判断した場合には、当該ご質問を送信したバーチャル出席株主様からのご質問を強制的に削除させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

【事前質問の受付期間】 2022年12月8日（木曜日）午前0:00から
2022年12月19日（月曜日）午後6:00まで

【当日質問の受付時間】 2022年12月23日（金曜日）午前10:00から議案説明終了時まで
※当該受付時間は変更となる可能性があります。その場合には議長の案内に従ってご質問ください。

4. 当日の議決権行使方法及び事前議決権行使の取扱い

バーチャル出席株主様におかれましては、総会当日、議事の内容をご覧いただいたうえで議決権行使を行っていただくことが可能です。

上記「2. バーチャル株主総会 ログイン方法」に従ってログイン後、議長の案内に従って、画面下の「決議」ボタンより各議案に対する賛否をご入力ください。

【受付開始】 2022年12月23日（金曜日）午前10:00より

書面又はインターネットによる議決権行使を事前に行った株主様が、当日、バーチャル出席された場合の取扱いは次のとおりです。

- ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
- ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

5. 動議の取扱い

本総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めた全ての動議につきまして、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、本招集通知に記載のない事項について採決が必要になった場合には、事前に書面により議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いに準じて、バーチャル出席株主様は棄権又は欠席として取り扱わせていただきます。

動議を提出する可能性がある株主様、動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場での出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

動議以外の手続的事項につきましても、会場出席株主様（委任状によるご出席を含みます。）にお諮りし進めさせていただきます。予めご了承ください。

6. 代理人によるご出席に関して

バーチャル出席によるご出席は、株主様ご本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、当社定款の定めに従い、当日会場にてご出席される株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。なお、この場合、委任した株主様ご本人の署名又は記名押印のある委任状等、代理権を証明する書類及び株主様ご本人の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。株主様ではない代理人及び同伴者の方など、株主様以外の方は会場にご入場いただけませんのでご注意ください。

7. 当日のお問い合わせ先

本総会当日専用のコールセンターをご用意いたしますので、ログイン方法、議決権行使方法、質問方法及びライブ視聴方法等のお問い合わせにつきましては、下記の番号までお電話をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：コインチェック株式会社 03-6416-5286

受付時間：2022年12月23日（金曜日）午前9:00から株主総会終了まで

その他バーチャル株主総会のご利用方法に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

FAQサイト：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

その他注意事項

- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響等により、ライブ配信の映像、音声の乱れ或いは一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル株主総会当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声等のトラブルにつきましてもサポートできかねますので、予めご了承ください。
- バーチャル出席いただくにあたり、出席場所、通信環境及び端末（パソコン・スマートフォン）等は、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。なお、フィーチャーフォンからのバーチャル出席はできませんので、予めご了承ください。
- バーチャル出席いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- 今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト(<https://henge.com/jp/ir/meeting/>)にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。なお、当社ウェブサイトにて株主総会の運営についての変更をお知らせする方法に代えて、本総会当日に議長より株主総会の運営の変更についてご案内をする方法を採用させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、創業以来「テクノロジーの解放(Liberation of Technology)で世の中を変えていく。」というビジョンを掲げ、私たちの技術や時代の先端をいく技術を企業が恩恵を受けやすい形に整え、新しい価値として提供することにより、世界の発展に貢献するべく事業を展開しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和され、徐々に経済活動が再開されたものの、ウクライナ危機の発生や物価上昇の進行などにより、今後も景気は依然として不安定な状況が続くと見込まれております。

このような状況下においても、当社グループの属するソフトウェア業界を含む情報通信サービス業界では、少子高齢化により日本の労働力人口が減少しているという課題に対処するため、労働生産性向上を目的としたクラウドサービスの利用が拡大しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内外問わずリモートワークやオンライン教育、またデジタルトランスフォーメーションの需要が後押しとなり、クラウドサービスに対する需要は一層拡大傾向となっております。

こうした経営環境のなかで、当社グループは、クラウドサービスを導入して業務効率化を図る企業に対し、クラウドサービスの利便性を損なうことなく、セキュリティリスクを軽減させる「HENNGE One」を成長のドライバーと位置付け、事業を推進しております。

場所や端末を選ばずにいつでもどこからでも機動的に利用できるというクラウドサービスの特性は、業務に幅広い柔軟性をもたらします。しかしながらこの特性は、たとえば意図しない場所からアクセスが可能になってしまうかもしれないといったセキュリティ上の懸念にもつながります。また、業務の基盤となるメールシステムも含めたグループウェアをクラウドに移行する場合、メール誤送信による情報漏洩や、年々リスクが高まっている標的型攻撃などへの対策もあわせて検討する必要があります。

「HENNGE One」は、様々なクラウドサービスに対する横断的なアクセスコントロールを実現するSaaS認証基盤(IDaaS)に加えて、誤送信対策や標的型攻撃対策などのメールセキュリティにも対応した、クラウド型のワークスタイルに移行する企業をサポートするための総合的なサービスです。

当社グループは、より多くの企業がクラウドサービスを導入することでBCP(事業継続計画)対策や労働生産性向上を実現し、それによって日本経済がさらに活性化するよう貢献したいと考え

ております。

当社グループは、中長期的な株主価値及び企業価値の向上を目指すべく、主要サービスである「HENNGE One」のLTV(注1)及びARR(注2)を重要な経営指標としております。

当連結会計年度においても、このLTV及びARRの最大化を目指すため、契約企業数とユーザあたり単価を向上させるとともに、低解約率・低原価率の維持を図ってまいりました。また、継続的な売上高の成長実現に向け、積極的なマーケティング活動や人材採用をはじめとした営業体制の強化や、新機能追加によるサービスラインアップの充実に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,646百万円（前連結会計年度比16.5%増）、営業利益462百万円（同21.6%増）、経常利益452百万円（同17.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益321百万円（同43.5%増）となりました。なお、売上高のうち5,566百万円（売上高全体のうち98.6%）は解約がされない限り翌期も継続的に売上高となる性質の売上で構成されており、当社グループの安定的な収益基盤を構築しております。また、当社グループの研究開発部門において基盤システムの効率化を継続的に実施した結果、売上総利益率は前連結会計年度比1.5ポイント増の84.5%となりました。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントですが、売上区分別の事業概況は、次のとおりです。

1. HENNGE One事業

不正ログイン対策、スマートフォン紛失対策、メールの情報漏洩対策などを一元的にクラウドサービス上で提供する「HENNGE One」については、営業面では、オンラインとオフラインのハイブリッド型のイベントの開催、ウルトラマンをイメージキャラクターに起用したマーケティングキャンペーンの開始、リアルイベントへの出展など、多層的な顧客アプローチを実施しました。また営業職とカスタマーサクセス職の採用・教育、パートナー（販売代理店）との連携強化を進めることで、首都圏及びその他の地域での販売拡大のための体制強化にも引き続き注力いたしました。運営面では、2021年10月から新機能を追加してライセンス体系を刷新し、より幅広い顧客ニーズに対応し、ユーザあたり単価の向上に繋げるとともに低い解約率を維持するための施策を進めてまいりました。さらに開発面においては、既存機能の改善や新機能の追加開発のため、日々研究開発を重ねております。

これらの活動の結果として、首都圏・名阪地域を中心とした新規受注の獲得、ユーザあたり単価の上昇、低解約率の維持を達成いたしました。

この結果、HENNGE One事業の売上高は、5,166百万円（前連結会計年度比18.6%増）となりました。また、翌連結会計年度の収益見込みのベースとなるARRは5,602百万円（前連結会計年度末比18.2%増）、当連結会計年度末時点の契約企業数は2,213社（同13.4%増）、契約ユーザ数は2,324,365人（同8.7%増）、直近12ヶ月の平均月次解約率は0.21%（同0.04ポイント減）となりました。

2. プロフェッショナル・サービス及びその他事業

プロフェッショナル・サービス及びその他事業については、業績は期初策定の計画通りに推移いたしました。クラウド型のメール配信システム「Customers Mail Cloud」につきましては、新規案件やユーザ追加等の受注、メール配信量の増加などにより堅調に推移いたしましたが、既にサポート終了を予定していた既存製品のサポートの売上減少の影響により、売上高は前年同期比で微減しております。

なお、地域住民とのスムーズな双方向コミュニケーションを実現する新しい取り組みであるコミュニケーションサービス「SumaMachi (旧CHROMO)」の全国自治体への販売を継続的に実施するなど、日々、将来のプロフェッショナル・サービス事業の基盤となるサービスの研究開発を重ねております。

この結果、プロフェッショナル・サービス及びその他事業の売上高の合計は、480百万円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。

(注1)LTV (Life Time Value)

顧客が顧客ライフサイクルの最初から最後まで間に当社の商品やサービスを購入した（する）金額の合計です。

(注2)ARR (Annual Recurring Revenue)

対象月の月末時点における契約ユーザから獲得する、翌期以降も経常的に売上高に積み上げられる可能性の高い年間契約金額の総称です。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特筆すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 技術革新への対応

IT業界における日進月歩の技術革新に留まらず、多くの企業においてデジタル変革(DX化)が進んでおり、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術をサービスに適切に取り入れていくこと及び市場やユーザのニーズを適時、的確に捉えることが重要であると認識しております。当社グループでは、2021年10月にHENNGE Oneに3つの新機能を追加し、さらに、2022年4月には上位プランでご利用いただける新機能「HENNGE Connect」を追加しました。このような社内開発活動に加え、HENNGE Oneに続く新規事業開発、事業投資や事業提携等も推進していくことで、市場のニーズに合致した技術力を向上させてまいります。

② 開発体制の効率化と強化

ITや先進技術分野への需要は拡大しており、IT技術者不足が、企業の開発力の維持、強化を阻む要因の一つとなっております。当社グループでは、優秀なIT技術者の採用と育成強化に取り組むとともに、国外も含めた幅広い層にアプローチすることで、より優秀な人材を確保するため、グローバルインターンシッププログラムの実施や英語の社内公用語化等の取り組みをしております。前事業年度に引き続き、当事業年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により取り組みの一部が制限されておりましたが、2022年3月より入国制限が徐々に緩和され、グローバル人材の入社が再開しました。今後も国籍を問わない採用に注力するなど、体制の強化を図ってまいります。

③ 認知度の向上及び販売力の強化

HENNGE OneのARRにつきまして、当連結会計年度は前連結会計年度末比18.2%増と堅調に伸長しておりますが、更なる収益拡大を図るためには、当該サービスの認知度向上と営業力の強化が重要であると認識しております。当連結会計年度は、「HENNGE Rocket Pitch」「HENNGE Meet Up!」など、より具体的にサービスの中身を理解していただくためのイベントを開催いたしました。また、2022年4月からウルトラマンをイメージキャラクターに起用したマーケティングキャンペーンを開始し、リアルイベントにも出展するなど、多層的な顧客アプローチを実施しております。今後も状況に応じた戦略的かつ効果的な広告宣伝活動を実施するとともに、優秀な営業人材の採用や育成、また、販売代理店との連携強化を図ってまいります。

④ 海外への展開

HENNGE Oneはクラウドサービスであるため、国境を越えた展開の可能性を有しております。当社グループでは、中長期的にSaaSの利用拡大が特に見込まれるアジア市場を引き続きターゲットとして捉え、販売拡大を図るとともに、アジア市場以外の海外市場への進出可能性につきましても、継続して検討してまいります。

⑤ 人材の採用・育成とダイバーシティの推進

変化の激しい環境において、常に変化と挑戦が必要だと考えており、そのために多種多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。当社グループでは、英語を社内公用語とし、ダイバーシティを尊重するカルチャーを醸成するとともに、当社グループのカルチャーに共感した優秀な人材が中長期に渡って高い意欲を持って働ける環境の整備に取り組んでおります。また、リモートワーク環境下においても機能し、効果が期待できる研修プログラムを構築、改善するなど、人材の育成にも努めております。

⑥ 顧客満足度の向上

LTV最大化のためには顧客満足度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、2021年10月以降、HENNGE Oneに顧客ニーズを捉えた新機能を順々に追加しておりますが、今後も積極的にユーザとのコミュニケーションを図り、当社グループのサービスに対する要望・意見を収集・分析し、既存サービスの改善及び新サービスの開発に反映させてまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスを企業経営の透明性・公正性を確保し、継続的な成長を図るために必要不可欠な機能と位置付けております。当社グループでは、株主をはじめ、ステークホルダーとの信頼関係に基づく経営を実現できるようガバナンスの強化に努めるとともに、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの運用についても、監督・監査を強化し、充実を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第23期 2019年9月期	第24期 2020年9月期	第25期 2021年9月期	第26期 2022年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	3,426,851	4,152,655	4,844,887	5,646,198
経常利益 (千円)	177,513	535,457	383,403	452,149
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	109,897	354,981	223,835	321,169
1株当たり当期純利益 (円)	3.57	11.29	6.93	9.88
総資産 (千円)	2,603,200	4,240,770	4,491,217	5,205,645
純資産 (千円)	691,294	1,821,808	1,842,829	2,091,805
1株当たり純資産 (円)	22.46	56.92	56.72	64.36

- (注) 1. 当社は、2019年7月19日開催の取締役会決議により、2019年8月14日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行い、また、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いましたが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
台湾惠頂益股份有限公司	29,500千台湾ドル	100%	HENNGE Oneの販売等

(注) 台湾惠頂益股份有限公司は、2022年2月に、7,500千台湾ドルの増資を行っております。

(11) 主要な事業内容

当社は主に下記のような事業を展開しております。

HENNGE One事業	・アクセスセキュリティ、デバイスセキュリティ、E-Mailセキュリティなどにおけるクラウドサービスの提供
--------------	--

プロフェッショナル・サービス及び その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー管理における導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージングセキュリティにおける導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージング分野における導入型ソフトウェア製品の開発と販売 ・メッセージング分野におけるクラウドサービスの提供 ・それらに付帯するサービスの提供
---------------------------	---

(12) 主要な事業所(2022年9月30日現在)

本社 東京都渋谷区
 大阪ブランチオフィス 大阪府大阪市
 名古屋ブランチオフィス 愛知県名古屋市
 福岡ブランチオフィス 福岡県福岡市

(13) 従業員の状況(2022年9月30日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
243名(26名)	30名増(10名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

当社グループの事業に重要な影響を与える借入金はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月4日付で東京証券取引所における新市場区分であるグロース市場へ市場移行いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 123,080,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 32,500,600株
(自己株式276株を含む) |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 13,346名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
小椋 一宏	8,226,600	25.31
宮本 和明	4,102,200	12.62
永留 義己	3,733,400	11.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,386,100	4.26
日本証券金融株式会社	716,600	2.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	635,400	1.96
株式会社ブイ・シー・エス	600,000	1.85
HENNGE従業員持株会	365,336	1.12
株式会社SBI証券	355,803	1.09
DZ PRIVATBANK S. A. REINVESTMENTFONDS	348,500	1.07

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式数(276株)を控除して計算し、小数点第三位以下の端数を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

取締役及び監査役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	6,400株	4名
社外取締役	600株	3名
監査役	1,200株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)②取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行可能株式総数が61,540,000株増加し、123,080,000株となっております。
- ②2021年11月12日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数が16,244,200株増加しております。
- ③2021年12月23日開催の取締役会決議により、2022年1月21日付で、譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数が8,200株増加しております。
- ④当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が4,000株、資本金及び資本準備金が76千円増加しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小椋 一宏	クラウド・プロダクト・デ イベロップメント・ディビ ジョン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事長
代表取締役副社長	宮本 和明	メッセージング・ビジネ ス・ディビジョン 担当執行 役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	永留 義己	コーポレート・コミュニケ ーション・ディビジョン 担 当執行役員 ビジネス・デベロップメ ント・ディビジョン 担当執 行役員	台湾惠頂益股份有限公司 董事
取締役副社長	天野 治夫	ビジネス・アドミニスト レーション・ディビジョン 担 当執行役員 ビジネスプランニングアン ドアナリシス・ディビジョ ン 担当執行役員	台湾惠頂益股份有限公司 監察人
取締役	後藤 文明	—	株式会社ベアーズ 取締役 株式会社モンスターラボホールディ ングス 顧問
取締役	高岡 美緒	—	株式会社セブテーニ・ホールディ ングス 社外取締役 株式会社カヤック 社外取締役(監査 等委員) DNX Ventures Partner 株式会社電通国際情報サービス 社外 取締役
取締役	加藤 道子	—	ウーブン・プラネット・ホールディ ングス株式会社 プリンシパル エキサイトホールディングス株式会 社 社外取締役 株式会社FIREBUG 社外監査役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	田村 公一	—	—
監査役	早川 明伸	—	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 代表弁護士 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNest アクセラレーターコースメンター GRAソリューションズ株式会社 代表取締役 株式会社モンスターラボホールディングス 監査役
監査役	小内 邦敬	—	Ebisu税理士法人 代表パートナー

- (注) 1. 2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において、高岡美緒氏及び加藤道子氏は社外取締役新たに選任され、就任いたしました。
2. 後藤文明氏、高岡美緒氏及び加藤道子氏は、社外取締役であります。
3. 田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏は、社外監査役であります。
4. 高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。
5. 早川明伸氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務分野における専門的知見を有しております。
6. 小内邦敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、後藤文明氏及び加藤道子氏並びに田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	汾陽 祥太	プレジデント・オフィス・ディビジョン 担当
執行役員	中込 剛	台湾オフィス・ディビジョン担当 台湾惠頂益股份有限公司 董事兼総経理
執行役員	三宅 智朗	カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当 カスタマー・グロース・ディビジョン 担当 クラウド・セールス・ディビジョン 担当
執行役員	高須 俊宏	ピープル・ディビジョン 担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役又は各社外監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役、執行役、執行役員、退任役員、管理職従業員(ただし「重要な使用人」に選出された執行役員以外のものをいいます。)、社外派遣役員、相続人であり、取締役会決議により保険料は全額当社が負担することとしております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項又は行為に該当した場合には、補填の対象としないこととしております。

- イ. 私的な利益又は便宜の供与を違法に得た場合
- ロ. 犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)を行った場合
- ハ. 法令に違反することを認識しながら行った行為
- ニ. 被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われた場合
- ホ. 公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行った場合
- ヘ. 贈収賄行為による公務員等に対する違法な利益の供与、申出を行った場合

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 方針の決定の方法

当社では次のとおり、2021年11月25日開催の取締役会において、2021年12月23日を効力発生日として、取締役の個人別の報酬等の決定方針を改定しております。

(b) 当該方針の内容の概要

イ. 基本方針

(i) 報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による固定報酬である基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成します。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とします。

(ii) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社又は当社グループの中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とします。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社グループの業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社グループの中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社グループの中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とします。

ロ. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の基本報酬は、同業又は同規模の他企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給します。

ハ. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容、その額若しくは数又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後速やかに）、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給します。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の役位、職責、業績等を総合的に考慮して決定します。

ニ. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、基本報酬を70%、株式報酬を30%とすることを目安とし、各社外取締役の報酬割合は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とすることを目安とし、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して適切な報酬比率となるように決定します。

(c) 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、上記ロ.及びハ.で定めた評価算定要素を考慮して決定するものとしております。当事業年度におきましては、2021年12月23日開催の取締役会において、当社代表取締役社長 小椋一宏（クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン担当執行役員）に個人別の取締役の報酬額について具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、同代表取締役社長にて決定を行っております。

こうした決定権限を委任した理由は、当該決定権限の行使に際し、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じていることにより、代表取締役社長による恣意性が介在する余地が小さく、一定以上の客観性と妥当性を担保できていると判断したためであり、また、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役社長は、適切に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(d) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個別報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役一任の決議を経たうえで、「(b) 当該方針の内容の概要」に記載の方針に従い、個々の職責、業績貢献等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	100,714 (15,038)	96,758 (14,550)	—	3,956 (488)	7 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	29,175 (29,175)	28,200 (28,200)	—	975 (975)	3 (3)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において、年額200,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は4名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において、年額30,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は2名です。
3. 2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（以下「対象監査役」といいます。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役について年額60,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）、対象監査役について年額3,000千円以内と決議いただいております。上記表の報酬等の総額及び非金銭報酬等の総額に、当該譲渡制限付株式報酬の額を含めております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）、監査役の員数は3名（うち常勤監査役1名）です。

（5）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	後藤 文明	株式会社ベアーズ 株式会社モンスターラボホールディングス	取締役 顧問	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	高岡 美緒	株式会社セプテーニ・ホールディングス 株式会社カヤック DNX Ventures 株式会社電通国際情報サービス	社外取締役 社外取締役（監査等委員） Partner 社外取締役	同氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。その他兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	加藤 道子	ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社 エキサイトホールディングス株式会社 株式会社FIREBUG	プリンシパル 社外取締役 社外監査役	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	早川 明伸	弁護士法人トラスト 早川・村木経営法律事務所 独立行政法人中小企業基盤整備機構 GRAソリューションズ株式会社 株式会社モンスターラボホールディングス	代表弁護士 BusiNestアクセラレーターコースメンター 代表取締役 監査役	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	小内 邦敬	Ebisu税理士法人	代表パートナー	左記兼職先と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務その他の活動状況
社外取締役	後藤 文明	取締役会に18回中18回 (出席率 100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
	高岡 美緒	取締役会に13回中13回 (出席率 100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。
	加藤 道子	取締役会に13回中13回 (出席率 100%)	当社の経営戦略、その他重要な経営事項の決定に際し、その妥当性・適正性を確保しつつ、当社の中長期的な企業価値向上を図るといった期待役割を担うなかで、金融業界における豊富な投資全般の経験と知見に加え、コーポレート・ファイナンスの経験と知見を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行うとともに意見を述べる等、適切な役割を果たしております。

(注) 高岡美緒氏及び加藤道子氏の取締役会出席状況は、2021年12月23日の取締役就任以降の出席状況であります。

区分	氏名	当事業年度開催における取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況
社外監査役	田村 公一	取締役会に18回中18回(出席率 100%)、監査役会に14回中14回(出席率 100%)	長年に亘る管理部門における高い知見を活かし、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、年間監査役監査計画に従い、監査した内容を監査役会において報告及び共有することで、有効かつ効率的な監査機能を果たすとともに、会計監査人及び内部監査担当者と連携し、当社グループの監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。
	早川 明伸	取締役会に18回中18回(出席率 100%)、監査役会に14回中14回(出席率 100%)	弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	小内 邦敬	取締役会に18回中18回(出席率 100%)、監査役会に14回中14回(出席率 100%)	税理士としての企業会計及び税務会計分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言及び発言を行っております。 また、適宜、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	35,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

(ii) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を監督します。

(iii) 取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行します。

(iv) 全ての取締役及び従業員が、企業の社会的責任を常に認識し、また、単に明文化された法令・ルールへの遵守に留まらず、広く社会規範を遵守して行動ができるよう「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」（以下、総称して「コンプライアンス規程等」といいます。）を制定し、コンプライアンス経営を実践します。

(v) 「コンプライアンス規程等」に従い、コンプライアンス担当取締役を選任し、当該コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会の定期的開催と内部通報窓口との連携を以って、取締役及び従業員の法令違反及びその発生可能性につきモニタリング、調査及び監督指導します。

(vi) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心として、代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制及び顧問弁護士に適宜相談、報告される体制を構築します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書、秘密情報及び個人情報について、法令、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に定めるところにより、適切に記録・保存、管理します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に係る事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 取締役は、IT技術を活用し、迅速かつ確かな経営情報の把握に努めます。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会において、子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保します。
 - (ii) 「リスク管理規程」に定めるリスク項目について、子会社の取締役会において、適宜評価を行い、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備します。
 - (iii) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。
 - (iv) 内部監査担当者は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する体制
 - (i) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。
 - (ii) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人は監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けません。
 - (iii) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を必要とします。
- (g) 取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制
 - (i) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
 - (ii) 取締役、子会社の取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
 - (iii) 従業員及び子会社の従業員が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、内部通報窓口又はその他の方法により、監査役に報告できる体制

とします。

(iv) 上記により監査役に報告を行った者に対して、不利益な取扱いを行わない体制とします。

(v) コンプライアンス担当取締役は、内部通報制度の通報の事実について、適宜遅滞なく監査役に報告を行います。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができます。

(ii) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(b) コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）を法令遵守の取り組みを行うための中心的な機関と位置付け、当社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行う等、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により社内及び社外に通報窓口を設けるなど、コンプライアンス確保の実効性向上に努めております。

(c) リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理体制は、危機管理規程に基づき代表取締役社長が対策本部長となり、対策本部を設置し、取締役以下全社一丸となって迅速かつ冷静に対応する方針となっております。危機管理規程では、経営危機の範囲を明確に定義し、人命の保護・救助を最優先事項とした対応方針を定めております。

(d) 内部監査

内部監査担当者が作成した年間内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。ただし、将来において当社の企業価値向上を目的として買収防衛策等の導入が必要になった場合は、導入を検討する方針であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- (a) 配当につきましては、当社は設立以降、成長投資のための内部留保が必要な状況が継続しているため、配当の実績はありません。将来的には、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年2回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、ARRの最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

- (b) 自己の株式の取得につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,536,797	流動負債	3,008,885
現金及び預金	4,053,700	買掛金	26,874
売掛金	115,304	未払金	294,174
前払費用	364,479	未払法人税等	73,205
その他	3,313	契約負債	2,307,302
固定資産	668,848	賞与引当金	168,565
有形固定資産	160,876	その他	138,764
建物	121,177	固定負債	104,955
工具、器具及び備品	39,313	資産除去債務	61,674
建設仮勘定	386	その他	43,281
無形固定資産	288		
ソフトウェア	288	負債合計	3,113,840
投資その他の資産	507,684	純資産の部	
投資有価証券	258,939	株主資本	1,975,938
繰延税金資産	67,981	資本金	521,191
敷金及び保証金	161,047	資本剰余金	486,891
その他	19,718	利益剰余金	968,541
		自己株式	△684
		その他の包括利益累計額	115,868
		その他有価証券評価差額金	112,896
		為替換算調整勘定	2,972
		純資産合計	2,091,805
資産合計	5,205,645	負債及び純資産合計	5,205,645

連結損益計算書

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,646,198
売上原価		874,476
売上総利益		4,771,722
販売費及び一般管理費		4,309,421
営業利益		462,301
営業外収益		
受取利息	47	
その他	45	92
営業外費用		
為替差損	6,515	
投資事業組合運用損	3,729	10,244
経常利益		452,149
税金等調整前当期純利益		452,149
法人税、住民税及び事業税	133,034	
法人税等調整額	△2,054	130,980
当期純利益		321,169
親会社株主に帰属する当期純利益		321,169

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,496,858	流動負債	2,999,515
現金及び預金	3,998,983	買掛金	26,874
売掛金	110,521	未払金	299,066
前払費用	364,148	未払費用	52,550
その他	23,206	未払法人税等	73,064
固定資産	780,100	契約負債	2,295,255
有形固定資産	160,876	預り金	6,268
建物	121,177	賞与引当金	166,492
工具、器具及び備品	39,313	その他	79,946
建設仮勘定	386	固定負債	103,153
無形固定資産	288	資産除去債務	61,674
ソフトウェア	288	その他	41,480
投資その他の資産	618,936	負債合計	3,102,669
投資有価証券	258,939	純資産の部	
関係会社株式	112,699	株主資本	2,061,394
長期前払費用	15,134	資本金	521,191
繰延税金資産	67,981	資本剰余金	486,891
敷金及び保証金	159,600	資本準備金	486,891
その他	4,584	利益剰余金	1,053,996
		その他利益剰余金	1,053,996
		繰越利益剰余金	1,053,996
		自己株式	△684
		評価・換算差額等	112,896
		その他有価証券評価差額金	112,896
資産合計	5,276,958	純資産合計	2,174,289
		負債及び純資産合計	5,276,958

損益計算書

(自 2021年10月1日
至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,629,516
売上原価		874,476
売上総利益		4,755,039
販売費及び一般管理費		4,268,790
営業利益		486,250
営業外収益		
受取利息	21	
業務受託料	4,939	
その他	45	5,005
営業外費用		
為替差損	7,913	
投資事業組合運用損	3,729	11,643
経常利益		479,612
税引前当期純利益		479,612
法人税、住民税及び事業税	133,034	
法人税等調整額	△2,054	130,980
当期純利益		348,633

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀧野 恭 司
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 条 井 祐 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HENNGE株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HENNGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

HENNGE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 条井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HENNGE株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

HENNGE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）田村公一 ㊟

監査役（社外監査役）早川明伸 ㊟

監査役（社外監査役）小内邦敬 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。

このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日付で施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(3) 定款の記載の整理のため、附則における制改定履歴の記載の削除を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 (条文省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>(2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
第13条、第14条 (条文省略)	第13条、第14条 (現行どおり)
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第16条～第45条（条文省略）	第16条～第45条（現行どおり）
<p>附則</p> <p>1. <u>平成9年11月26日付制定（組織変更に伴う株式会社定款として）</u></p> <p>2. <u>平成11年12月24日付一部改正</u></p> <p>3. <u>平成11年12月27日付一部改正</u></p> <p>4. <u>平成12年5月26日付一部改正</u></p> <p>5. <u>平成12年12月22日付一部改正</u></p> <p>6. <u>平成13年4月25日付一部改正</u></p> <p>7. <u>平成13年12月4日付一部改正</u></p> <p>8. <u>平成13年12月21日付一部改正</u></p> <p>9. <u>平成16年12月17日付一部改正</u></p> <p>10. <u>平成17年4月28日付一部改正</u></p> <p>11. <u>平成18年12月25日付一部改正</u></p> <p>12. <u>平成19年5月1日付一部改正</u></p> <p>13. <u>平成25年12月25日付一部改正</u></p> <p>14. <u>平成30年12月25日付一部改正</u></p> <p>15. <u>2019年5月27日付一部改正</u></p> <p>16. <u>2019年6月30日付一部改正</u></p> <p>17. <u>2019年8月14日付一部改正</u></p> <p>18. <u>2019年9月1日付一部改正</u></p> <p>19. <u>2019年12月25日付一部改正</u></p> <p>20. <u>2022年1月1日付一部改正</u></p>	<p>附則</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. <u>定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役7名（社外取締役3名を含む）全員につきまして、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第3号議案「監査役3名選任の件」における監査役候補者である現任社外取締役 後藤文明氏を除く、現任取締役6名の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>おぐら かずひろ 小椋 一宏 (1975年3月31日生)</p>	<p>1996年11月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)設立 取締役副社長 就任</p> <p>1997年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社) 代表取締役社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事長 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE(現:当社) クラウド・プロダクト・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員(現任)</p>	8,226,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 小椋一宏氏は、当社の創業メンバーの一人であり、当社の代表取締役社長として、長年に亘り当社の経営を牽引するとともに、技術革新が早いIT業界において、当社の技術部門においても手腕を発揮する等、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、当社事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>みやもと かずあき 宮本 和明 (1973年6月14日生)</p>	<p>1996年11月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社)入社</p> <p>1997年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社) 代表取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE(現:当社) カスタマー・サクセス・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2021年10月 当社 HDEディビジョン 担当執行役員</p> <p>2022年4月 当社 メッセージング・ビジネス・ディビジョン 担当執行役員(現任)</p>	4,102,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 宮本和明氏は、当社の創業メンバーの一人であり、当社の代表取締役副社長として、長年に亘り当社の経営を牽引しております。また、SaaS事業を推進する当社にとって重要となるカスタマー・サクセス部門を管掌し、業務を執行するとともに、コンプライアンス担当取締役として、当社の健全な経営を推進する等、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。 上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
3	<p>再任</p> <p>ながとめ よしき 永留 義己 (1974年10月11日生)</p>	<p>1997年2月 有限会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ (現：当社)入社</p> <p>1998年2月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ (現：当社) 取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2016年10月 台湾惠頂益股份有限公司 董事 就任(現任)</p> <p>2018年10月 株式会社HDE (現：当社) クラウド・セールス・ディビジョン 担当執行役員 株式会社HDE (現：当社) コーポレート・コミュニケーション・オフィス・ディビジョン 担当執行役員 株式会社HDE (現：当社) グローバル・ビジネス・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員</p> <p>2021年5月 当社 ビジネス・ディベロップメント・ディビジョン 担当執行役員 (現任)</p> <p>2021年10月 当社 コーポレート・コミュニケーション・ディビジョン 担当執行役員 (現任)</p>	3,733,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>永留義己氏は、当社の創業メンバーの一人であり、当社の取締役副社長として、長年に亘り当社の経営を牽引しております。また、SaaS事業を推進する当社にとって重要となるクラウドセールス部門を管掌し、業務を執行するとともに、マーケティング及びアーリーステージの企業への投資を担う等、当社の持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>あまの はるお 天野 治夫 (1975年8月15日生)</p>	<p>1999年11月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ (現：当社)入社</p> <p>2005年12月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ (現：当社) ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当執行役員 兼 ディビジョン統括</p> <p>2018年12月 台湾惠頂益股份有限公司 監察人 就任(現任)</p> <p>2020年12月 当社 取締役副社長 就任(現任)</p> <p>2021年4月 当社 ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン 担当執行役員 当社 ビジネスプランニングアンドアナリシス・ディビジョン 担当執行役員</p>	233,938株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>天野治夫氏は、当社の創業期より、長年に亘り当社の管理部門において中心的な役割を果たし、2005年からは、執行役員として、財務、経理、法務、人事等の管理部門を統括し、当社の経営を管理の側面から支援するとともに、コーポレート・ガバナンスにおいても、重要な職責を担う等、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。また、当社の取締役就任後も管理部門全般を管掌し、当社の健全な成長と企業価値向上に貢献しております。</p> <p>上記の理由により、当社は、同氏が取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <small>たかおか み お</small> 高岡 美緒 (1979年5月3日生)	1999年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2002年7月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 入社 2004年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) ヴァイスプレジデント 就任 2006年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社 2006年12月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 シニアヴァイスプレジデント資本市場部 部長 2009年1月 マネックスグループ株式会社 入社 2014年1月 マネックスグループ株式会社 執行役員 新事業企画室長 2014年4月 マネックスベンチャーズ株式会社 取締役 就任 2017年9月 株式会社メディカルノート入社 2017年9月 Arbor Ventures Partner 就任 2018年3月 株式会社メディカルノート 取締役CFO 就任 2020年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役 就任(現任) 2021年3月 株式会社カヤック 社外取締役 就任 2021年4月 DNX Ventures Partner 就任(現任) 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 株式会社カヤック 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 高岡美緒氏は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)等、複数の証券会社において、戦略的M&A、新規事業開発、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)運営に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンス、管理部門、人事広報部門を掌管するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が再任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を有していることから、事業開発及び内部統制全般について、バランス感覚を持った幅広い視点から、意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> 加藤 道子 (1984年8月20日生)	2007年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 入社 2010年7月 世界銀行グループ国際金融公社 入社 2014年5月 ハーバード・ビジネス・スクール 卒業 2014年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 2018年7月 株式会社ABEJA 入社 2019年6月 株式会社ABEJA 取締役CFO 就任 2020年12月 トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスト・デベロップメント株式会社 入社 2020年12月 エキサイトホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) 2021年1月 ウーブン・プラネット・ホールディングス株式会社 プリンシパル 就任(現任) 2021年9月 株式会社FIREBUG 社外監査役 就任(現任) 2021年12月 当社 社外取締役 就任(現任)	200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 加藤道子氏は、モルガン・スタンレー証券株式会社(現：モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)、世界銀行グループ国際金融公社及びユニゾン・キャピタル株式会社等において、M&A、資本調達、プライベート・エクイティ投資業務等に携わり、また、その他の事業会社においては、取締役CFOとして、コーポレート・ファイナンスを管掌するなど、豊富な経験と知見を有しております。 当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、独立的且つ客観的な立場からのご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。そのため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【期待される役割の概要】 同氏が再任された場合は、投資全般の経験と知見に加え、取締役CFOとしてコーポレート・ファイナンスを管掌した経験と知見を有していることから、特に当社の財務面の強みを活かした事業開発に関する意見、指摘及び判断をいただき、当社の中長期的な企業価値向上に寄与していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 【再任】再任取締役候補者、【社外】社外取締役候補者、【独立】東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 高岡美緒氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高岡美緒氏及び加藤道子氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって1年間であります。
4. 当社は加藤道子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は高岡美緒氏及び加藤道子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、両氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 「候補者の有する当社の株式数」については、2022年9月30日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役 田村公一氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏の3名全員につきまして、本株主総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 田村公一氏は本株主総会終結の時をもって退任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	<p>新任</p> <p>ごとう ぶんめい 後藤 文明 (1953年4月26日生)</p>	<p>1998年2月 アライドテレシス株式会社 入社</p> <p>2001年4月 株式会社ホライズン・デジタル・エンタープライズ(現:当社) 監査役 就任(非常勤)</p> <p>2001年6月 株式会社ゴンゾ・ディジメーション・ホールディング(現:株式会社ゴンゾ) 監査役 就任</p> <p>2005年9月 株式会社ワープゲートオンライン(現:株式会社ロッソインデックス) 取締役 就任(非常勤)</p> <p>2005年12月 株式会社GDHキャピタル(現:株式会社ザイタス・パートナーズ) 取締役 就任</p> <p>2006年2月 GKEntertainment 取締役 就任(非常勤)</p> <p>2007年6月 株式会社GDH(現:株式会社ゴンゾ) 取締役 就任</p> <p>2009年1月 株式会社ゴンゾロッソ(現:株式会社ロッソインデックス) 代表取締役 就任</p> <p>2009年10月 株式会社アトラス 取締役 就任(非常勤)</p> <p>2010年11月 株式会社ベアーズ 代表取締役 就任</p> <p>2012年9月 株式会社ベアーズ 取締役 就任(現任)</p> <p>2012年9月 株式会社ジーニー 監査役 就任(非常勤)</p> <p>2013年9月 イートラスト株式会社 取締役 就任</p> <p>2016年3月 株式会社モンスター・ラボ(現:株式会社モンスターラボホールディングス) 取締役 就任</p> <p>2017年3月 株式会社モンスター・ラボ(現:株式会社モンスターラボホールディングス) 取締役副社長 就任</p> <p>2018年6月 株式会社ジーニー 取締役兼監査等委員 就任</p> <p>2018年12月 株式会社HDE(現:当社) 社外取締役 就任(現任)</p> <p>2022年4月 株式会社モンスターラボホールディングス 顧問 就任(現任)</p>	13,400株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>後藤文明氏は、独立社外取締役として、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した視点、且つ、多角的な視点から当社の経営に有用な助言、提言を行っており、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な意見及び指摘をする等、重要な役割を果たしてまいりました。</p> <p>また、同氏は、当社の社外監査役として17年8カ月の在任期間があり、長年における社外取締役及び社外監査役としての活動において築き上げた信頼に基づく、高い情報収集力を有していることから、当社における課題及び問題を適切に把握することが可能であり、同氏を監査役として選任することで、より一層、監査役監査の機能が強化されるものと考えております。</p> <p>当社は、上記の理由により、同氏が監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> はやかわ あけのぶ 早川 明伸 (1974年1月4日生)	2005年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 中島経営法律事務所入所 2010年4月 中島経営法律事務所 パートナー 就任 2015年4月 弁護士法人トラスト早川経営法律事務所(現: 弁護士法人トラスト早川・村木経営法律事務所) 設立 代表弁護士(現任) 2016年2月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNestアクセラレーターコースメンター 就任(現任) 2017年11月 GRAソリューションズ株式会社 代表取締役 就任(現任) 2018年12月 株式会社HDE(現: 当社) 社外監査役 就任(現任) 2020年3月 株式会社モンスター・ラボ(現: 株式会社モンスターラボホールディングス) 監査役 就任(現任)	200株
【社外監査役候補者とした理由】 早川明伸氏は、弁護士としての企業法務分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しております。今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> おない くにひろ 小内 邦敬 (1975年1月27日生)	1997年4月 東京証券取引所(現: 株式会社東京証券取引所) 入所 2003年8月 杉山会計事務所 入所 2005年1月 小内会計事務所 入所 2009年10月 Ebisu税理士法人設立 パートナー 就任(現任) 2010年12月 株式会社オークファン 社外監査役 就任 2018年12月 株式会社HDE(現: 当社) 社外監査役 就任(現任)	200株
【社外監査役候補者とした理由】 小内邦敬氏は、税理士としての企業会計及び税務会計分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しております。今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を遂行できるものと判断いたします。			

(注) 1. 【新任】 新任監査役候補者、【再任】 再任監査役候補者、【社外】 社外監査役候補者、【独立】 東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

- 後藤文明氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 早川明伸氏及び小内邦敬氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって4年間であります。
- 当社は早川明伸氏及び小内邦敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 当社は後藤文明氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、各氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、各氏が監査役に就任した場合は、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、後藤文明氏、早川明伸氏及び小内邦敬氏が監査役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
- 「候補者の有する当社の株式数」については、2022年9月30日現在の所有株式数を記載しております。
- 後藤文明氏の「候補者の有する当社の株式数」のうち、13,200株につきましては、貸株として貸し出しております。

第4号議案 監査役報酬額（金銭及び譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給額）改定の件

当社の監査役の報酬額は、金銭については2005年12月26日開催の第9期定時株主総会において年額3,000万円以内と、これとは別に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額については2021年12月23日開催の第25期定時株主総会において年額300万円以内と、それぞれご承認いただき、現在に至っております（2021年12月23日開催の第25期定時株主総会における譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額に係る決議を、以下「当初決議」といいます。）。監査役の金銭報酬の枠を定めて以降、経済情勢が大きく変動したことや、経営環境の変化に伴い、監査役の責務や期待される役割が増大していること等諸般の事情を勘案し、当社の監査役の報酬額を、金銭については年額5,000万円以内とし、また、当社の監査役に健全かつ持続的な企業価値向上に向けて適正な職務執行を図るインセンティブを更に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬とは別に譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額については年額500万円以内と改定させていただきたく（譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額についての改定の詳細は、下記の改定内容もご参照ください。）、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

記

（改定内容）

当初決議において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額300万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年1,000株以内とし（ただし、当社の発行済株式総数が、当初決議の日以降の日を効力発生日とする株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。）（注）、また、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する旨をご承認いただいております。

今般、監査役に支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は年額500万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内とすることに改定させていただきたく存じます。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

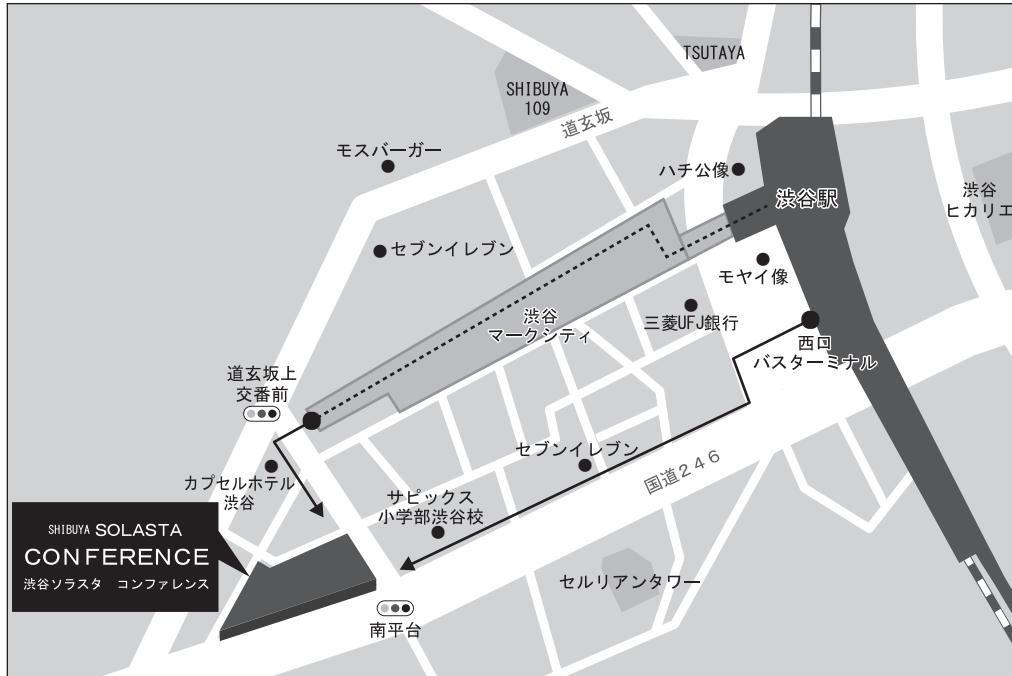
（注）2022年1月1日付で効力が発生した当社普通株式1株につき2株の割合による株式分割によって、監査役に支給する譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整後における総数は、年2,000株以内となっております。

以上

株主総会会場案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラスト コンファレンス「4D」

※昨年と総会会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。



- (交通) ● J R各線「渋谷駅」 西口より徒歩6分
● J R「渋谷駅」直結 渋谷マークシティ出口より徒歩2分
● 京王井の頭線「神泉駅」より徒歩4分